



金 沢 市 公 報

第 2 7 8 0 号

平成25年(2013年)11月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争 入札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課)	3
役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札 に参加する者に必要な資格等について (")	5
介護保険法の規定による事業者の指定につい て(3件) (介護保険課)	9
介護保険法の規定による事業の廃止について (")	11
市道の区域の変更について (道路管理課)	11
道路の供用の開始について (")	11
公 告	
土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	12

土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申 請に係る当該変更事業計画の縦覧について (")	12
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	12
開発行為に関する工事の完了について (")	13
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	13
選挙管理委員会告示	
平成25年12月2日に選挙人名簿に登録する者 の氏名等を記載した書面の縦覧の場所につい て (選挙管理委員会)	14
平成25年12月3日現在の在外選挙人名簿に登 録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場 所について (")	14
農業委員会告示	
平成25年第11回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	14
公営企業告示	
昭和50年公営企業告示第2号(金沢市企業局 収納取扱金融機関について)の一部改正につ いて (企業総務課)	15

告 示

●金沢市告示第290号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 115台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年10月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成25年11月21日から平成26年2月20日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第291号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	10台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	8台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	7台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	2台
吉原町地内	自 転 車	1台
北町地内	自 転 車	1台
松島2丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	3台
もりの里1丁目地内	自 転 車	7台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
小坂町地内	自 転 車	1台
池田町地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	2台

問屋町1丁目地内	自 転 車	2台
北安江2丁目地内	自 転 車	5台
八日市3丁目地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	4台
福増町地内	自 転 車	2台
大桑町地内	自 転 車	1台
戸水3丁目地内	自 転 車	1台
広坂1丁目地内	自 転 車	2台
大野町4丁目地内	自 転 車	1台
木越町地内	自 転 車	4台
森戸1丁目地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	自 転 車	1台
諸江町地内	自 転 車	2台
鞍月5丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	2台
松島3丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	2台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成25年10月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成25年11月21日から平成26年5月20日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第292号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成26年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成23年告示第290号（物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までの全てに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 本店の所在地
- (2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数
- (2) 年間平均販売高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 指名停止状況
- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (6) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月7日から同月24日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要	
1	営業品目調査書		
2	物品納入実績調査書		
3	国税に係る納税証明書	法人	法人税、消費税及び地方消費税
		個人	所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。	

5	身分証明書	個人に限る。	
6	財務諸表	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)
		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)
7	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書		
8	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。	
9	役員の兼務及び資本関係調書	法人に限る。	
10	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
11	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。	
12	金沢市入札参加申請登録票		

本市外に本店を有する個人にあっては、所得税確定申告書の写し等の本店の所在地がわかるものを提出してください。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成23年告示第290号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第293号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等(コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成26年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成23年告示第291号(役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(4)までの全てに該当する者とします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者(右欄に記載のないものに

については、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。)

業 務 の 種 類		者	
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者	
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	
	イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
		浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
	ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者
		その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあつては、石川県公安委員会に届出書を提出した者
	エ 設備運転監視業務		
	オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
			電気設備保守点検業務（高圧）
		電気設備保守点検業務（低圧）	
空調設備保守点検業務			
ボイラー設備保守点検業務		ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士又はボイラー整備士を有	

		する者
	エレベーター設備保守点検業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による一級建築士若しくは同条第3項の規定による二級建築士若しくは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20第2項の規定による昇降機検査資格者又は一級建築士、二級建築士若しくは昇降機検査資格者を有する者
	自動ドア設備保守点検業務	
	カ その他建物管理業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3)	樹木等管理業務	
(4)	賃貸借業務	
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務	
	イ 労働者派遣業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者及び同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出書を提出した者
	ウ ホームページ作成業務	
	エ データ入力業務	
	オ 会場設営業務	
	カ 印刷業務	
	キ マイクロフィルム撮影業務	
	ク 各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
	ケ その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日（以下「提出日」という。）までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。
 - (1) 本店の所在地
 - (2) 本市内に本店を有する者にとっては、客観的事項及び主観的事項
 - (3) 本市外に本店を有する者にとっては、客観的事項
- 2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和45年建設省厚第50号)に規定する事項

(2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 営業年数
- イ 完成業務高
- ウ 自己資本額
- エ 自己資本比率
- オ 流動比率
- カ 従業員数

(3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値
- イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者の雇用状況
- (8) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月7日から同月24日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年(資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。)の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

(1) 第2の(1)の表に規定する者(共通)

書類番号	添付書類	摘 要
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
2	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	
3	国税に係る納税証明書	法人 法人税、消費税及び地方消費税
		個人 所得税、消費税及び地方消費税
4	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。
5	営業所一覧表	本市内に本店のみを有する者にあつては、提出を省略することができる。
6	商業登記簿謄本	法人に限る。
7	営業経歴書、身分証明書	個人に限る。
8	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

		個人	所得税確定申告時の貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書
9	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。	
10	業務実績調書		
11	総括表		
12	主観的事項に関する調査票	本市内に本店を有する者に限る。	
13	役員の兼務及び資本関係調書	法人に限る。	
14	金沢市入札参加申請登録票		

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

- ア 技術職員名簿等
- イ 希望業務調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

- ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

- ア 総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評定値の通知の申請を行っていない者にあっては、提出は不要とします。）

(5) 第2の(1)の表の(4)に規定する者

- ア 取扱品目調査票

(6) 第2の(1)の表の(5)カに規定する者

- ア 印刷物取扱調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成23年告示第291号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104865	デイサービスみ らい・鞍月	金沢市鞍月東1 丁目8番地2 武蔵商事ビル1 F	社会福祉法人中 央福祉会	平成25年10月1日	通所介護 介護予防通所介護

1770104923	デイサービスセンター春日和松村	金沢市松村町又16番地	株式会社ワールドステイ	平成25年10月1日	通所介護 介護予防通所介護
1770104949	wood up	金沢市二日市町へ127番地	wood up 株式会社	平成25年10月15日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

●金沢市告示第295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790100463	ポニユール泉が丘苑	金沢市泉が丘1丁目3番86号	社会福祉法人喜峰会	平成25年10月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
1790100448	たきの～ほ～む笠市	金沢市笠市町11番19号	有限会社アイ・トラスト	平成25年10月25日	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

●金沢市告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760190833	介護相談センターよつ葉 金沢	金沢市藤江北4丁目395番地 ABOXセパレーター102	株式会社メディカルケア	平成25年10月1日	居宅介護支援
1770104899	居宅介護支援事業所 蒼葉	金沢市鈴見台5丁目2番7号	株式会社エムアンドエム	平成25年10月1日	居宅介護支援
1770104923	ワールドステイ 春日和	金沢市松村町又16番地	株式会社ワールドステイ	平成25年10月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104329	ベストライフ金沢居宅介護支援事業所	金沢市新神田4丁目13番23号	株式会社ベストライフ	平成25年10月31日	居宅介護支援
1770104923	ワールドステイ春日和	金沢市松村町又16番地	株式会社ワールドステイ	平成25年10月4日	居宅介護支援

●金沢市告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年11月21日から同年12月5日まで一般の縦覧に供します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1級幹線	1級幹線12号 北間・中橋線	北間町八180番先から	旧	11.3～34.8	5,236.2
		広岡3丁目101番先まで	新		
一般市道	米丸23号 保古1丁目線15号	保古1丁目24番先から	旧	4.6～7.1	187.9
		保古1丁目11番先まで	新		

●金沢市告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成25年11月21日から同年12月5日まで一般の縦覧に供します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
米丸23号	保古1丁目24番先から	平成25年11月21日
保古1丁目線15号	保古1丁目11番先まで	

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
松川 聡	金沢市長坂1丁目9番3号	平成25年9月11日

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成25年11月21日から同年12月19日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市田上第五土地区画整理組合	平成25年11月21日から 同年12月5日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第243号	平成25年 11月11日	R 6 - 11号 線	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 22街区7番1先	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 22街区6番2先	29.6	6.0
第243号	平成25年 11月11日	R 6 - 13号 線	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 23街区5番先	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 21街区3番2先	139.8	6.0
第243号	平成25年 11月11日	R 6 - 14号 線	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 21街区2番4先	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 21街区3番2先	34.7	6.0
第243号	平成25年 11月11日	R 6 - 18号 線	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 29街区1番先	金沢市副都心北部大友土地区画整理事業施行地区内 29街区1番先	9.3	6.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市木越町ツ18番1及び21番1	金沢市大額1丁目352番地 ケアパーク金沢株式会社 代表取締役 齋藤 晃宏	
金沢市西都2丁目4番1から4番30まで	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号 大和ハウス工業株式会社 金沢市鞍月5丁目57番地 支配人 橋本 好哲	道路 金沢市西都2丁目4番30
金沢市浅野本町2丁目323番1及び323番6から323番13まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	愛知県名古屋市長区一社3丁目7番地 株式会社ユニホー 代表取締役 加藤 公治	道路 金沢市浅野本町2丁目323番9及び金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市浅野本町2丁目323番10
金沢市天神町1丁目411番の一部及び412番1から412番5まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市諸江町上丁581番地2 株式会社中部ジェイ・シィ 代表取締役 安田 勇作	道路 金沢市天神町1丁目411番の一部及び412番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成25年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年11月21日から同年12月24日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成25年12月25日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成25年11月21日から同年12月24日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第52号

平成25年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成25年12月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第53号

平成25年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成25年12月3日から同月7日までの間、

毎日午前8時30分から午後5時まで

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年11月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成25年11月27日午後3時

2 場所

金沢市議会第3委員会室

3 議案

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について

(2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について

- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第32号

昭和50年公営企業告示第2号（金沢市企業局収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成25年12月1日から効力を有するものとします。

平成25年11月21日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

表の備考ただし書中「、株式会社みずほ銀行」を削る。

平成25年(2013年)11月21日 印刷
平成25年(2013年)11月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄